

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会
群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会
会 議 録

会 期

平成 2 8 年 8 月 2 5 日

群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成28年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
臨時議長紹介	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
仮議席の指定	4
日程第 1 議長の選挙	4
議長あいさつ	5
日程第 2 議席の指定	5
日程第 3 会議録署名議員の指名	5
日程第 4 会期の決定	5
日程第 5 同意第 2号 監査委員の選任について	6
提案理由の説明 清水広域連合長	6
日程第 6 承認第 1号 平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） の専決処分について	7
提案理由の説明 清水広域連合長	7
提案理由の詳細説明 大島事務局長	7
日程第 7 認定第 1号 平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 8 認定第 2号 平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について	
以上2議案の一括上程	8
提案理由の説明 清水広域連合長	9
提案理由の詳細説明 大島事務局長	9
日程第 9 議案第12号 平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第1号）	

日程第 10	議案第 13 号	平成 28 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
	以上 2 議案の一括上程	・ ・ ・ ・ ・	15
	提案理由の説明	清水広域連合長	15
	提案理由の詳細説明	大島事務局長	16
閉 会	・ ・ ・ ・ ・		18
会議録署名議員	・ ・ ・ ・ ・		19
参考資料			
	議案等審議結果一覧表	・ ・ ・ ・ ・	23

平成28年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：平成28年8月25日（木曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

◎議事日程 第1号

日程第 1 議長の選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 同意第 2号 監査委員の選任について

日程第 6 承認第 1号 平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

日程第 7 認定第 1号 平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 2号 平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第12号 平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第13号 平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

◎出席議員（16名）

1番 長 沼 順 一	2番 金 井 清 一
3番 後 閑 太 一	4番 渡 邊 幹 治
5番 森 山 享 大	6番 矢 島 征 司
7番 木 村 康 夫	8番 星 野 稔
9番 向 井 誠	10番 中 澤 広 行
11番 隅田川 徳 一	12番 堀 越 英 雄

13番 吉岡 完司

14番 伊藤 正雄

16番 土屋 哲己

17番 一場 明夫

18番 高橋 昇三

19番 襟川 仁志

◎欠席議員（1名）

15番 金井 佐則

◎説明のため出席した者

広域連合長 清水 聖義

副広域連合長 金子 正一

事務局長 大島 勇人

事務局次長 根岸 努

管理課長 大木 崇

給付課長 齋藤 弘光

会計課長 毛呂 達也

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長 石原 優也

議会書記 黒岩 由佳

議会書記 堀口 慎一郎

主幹 高橋 英樹

主幹 橋爪 保

主幹 荒井 清生

主任 阿佐美 了祐

主任 横坂 翼

◎臨時議長紹介

○ 議会書記（黒岩由佳）

開会前に申し上げます。群馬県後期高齢者医療広域連合議会副議長であります、金井議員から欠席通告がございました。

また、議長でありました、太田市の大川陽一議員から、議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、平成28年5月13日付で副議長により許可されております。従いまして現在、議長が空席となっております。

よって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、伊勢崎市議会選出の矢島征司議員が年長議員でありますので御紹介申し上げます。

矢島征司議員、議長席に御着席をお願いいたします。

◎開 会

午後 1 時 4 9 分

○ 臨時議長（矢島征司議員）

ただ今紹介されました矢島征司でございます。地方自治法第 1 0 7 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は 1 8 名で定足数に達しております。

これより平成 2 8 年第 2 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました第 1 号のとおりであります。

◎開 議

○ 臨時議長（矢島征司議員）

直ちに本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は、1 5 番 金井佐則副議長であります。

◎諸 般 の 報 告

○ 臨時議長（矢島征司議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（黒岩由佳）

平成 2 8 年第 1 回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。

議長でありました太田市の大川陽一議員の辞職願が提出されましたが、閉会中でありましたので、地方自治法第 1 2 6 条の規定により、平成 2 8 年 5 月 1 3 日付で副議長が許可いたしました。

また、前橋市の真下三起也議員と阿部忠幸議員、高崎市の石川徹議員と田角悦恭議員、伊勢崎市の野田文雄議員、渋川市の石倉一夫議員、藤岡市の青木貴俊議員、選挙区分 1 6 みなかみ町の河合生博議員が辞職され、選挙区分 1 7 千代田町の福田正司議員が任期満了により退任されましたので、失職となりました。

次に、新たに前橋市の長沼順一議員と金井清一議員、高崎市の後閑太一議員と渡邊幹治議員、伊勢崎市の矢島征司議員、太田市の木村康夫議員、渋川市の中澤広行議員、藤岡市の隅田川徳一議員、選挙区分 1 6 昭和村の高橋昇三議員、選挙区分 1 7 千代田町の襟川仁志議員が当選されました。

次に、監査委員から、平成 2 8 年 3 月及び 6 月に行いました現金出納検査の結果報

告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部のほか、赤川監査委員の出席を求めましたが、他の公務のための欠席届を受領しましたので、ご了承願います。

以上でございます。

◎仮議席の指定

○ 臨時議長（矢島征司議員）

議事の進行上、仮議席の指定を行います。今回、新たに選出されました広域連合議会議員の仮議席については、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎議長の選挙

○ 臨時議長（矢島征司議員）

日程第1、議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法118条の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 臨時議長（矢島征司議員）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決まりました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、隅田川議員において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 臨時議長（矢島征司議員）

ご異議なしと認めます。よって、隅田川議員において指名することに決まりました。隅田川議員、指名願います。

○ 11番（隅田川徳一議員）

議長に矢島征司議員を指名いたします。

○ 臨時議長（矢島征司議員）

お諮りいたします。ただいま指名いたしました矢島征司を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました矢島征司が議長に当選となります。ただいま当選した矢島征司は、私でございますが、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

◎議長あいさつ

○議長（矢島征司議員）

当選の告知を受けまして、議長当選承諾のごあいさつを申し上げます。

ただ今皆様のご推挙によりまして議長に当選させていただき、身に余る光栄であると共に、その責任の重さを痛感しているところでございます。私もこの来る10月の誕生日をもちまして、75歳の後期高齢者の仲間入りで、後期高齢者被保険者になるわけでございます。皆様のお力添えを頂きながら円滑な広域連合議会の運営に誠心誠意努めて参る所存でございます。皆様には尚一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎議席の指定

○議長（矢島征司議員）

日程第2、議席の指定を行います。今回、新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（矢島征司議員）

次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、金井清一議員、後閑太一議員、以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（矢島征司議員）

次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決まりました。

◎監査委員の選任

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第 5、同意第 2 号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、長沼議員の退席を求めます。

〔長沼議員退席〕

○ 議長（矢島征司議員）

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま上程されました同意第 2 号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。お手元の議案書 1 ページでございます。広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第 16 条の規定に基づきまして、2 人となっており、1 人は識見を有する者のうちから、1 人は議員のうちから、それぞれ議会の同意を得て選任することとされております。

現在、議員のうちから選任される監査委員が、欠員となっておりますので、長沼順一議員を選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○ 議長（矢島征司議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、同意第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決しました。
長沼議員の入場を求めます。

〔長沼議員入場〕

◎専決処分の承認について

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第6承認第1号平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま上程されました承認第1号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」ご説明を申し上げます。お手元の議案書、2ページをご覧ください。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいた補正予算でございます。同条第3項の規定によりご報告し、ご承認をお願いするものでございます。詳細につきましては事務局から説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

事務局長。

○ 事務局長（大島勇人）

それでは、ご説明いたします。承認第1号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」ご説明申し上げます。お手元の議案書、7ページをご覧ください。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額を2,201億9万4千円に、それぞれ448万7千円を追加いたしまして、2,201億458万1千円とするものでございます。それでは、歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書によりご説明申し上げます。14ページ、15ページをご覧ください。まず、歳入でございます。

7款1項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」ですが、これは保健事業費の財源といたしまして、基金の繰入を行うもので、448万7千円を追加するものでございます。続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。

16ページ、17ページをご覧ください。5款1項1目「健康診査費」ですが、広

域連合が市町村に委託して実施しております、健康診査事業に係る委託料ですが、健康診査の受診件数の伸びにより、市町村に支払う委託料が予算額を上回ったことから、予備費等の既決予算での対応を行いましたが、なおも不足する額といたしまして、448万7千円を追加するものでございます。この予算の補正につきましては、委託先の市町村からの実績報告を受けた後に、予算の不足が生じたため、議会を召集する余裕がございませんでしたので、平成28年3月31日、専決処分をしたものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、専決処分を報告し、議会の承認をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決しました。

◎決算認定議案の上程

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第7、認定第1号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第8、認定第2号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」以上2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました、認定第1号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明を申し上げます。それでは、議案書の24ページ及び25ページでございます。

平成27年度の一般会計決算額でございますが、歳入総額は1億663万5,564円でございます。次に、26ページ及び27ページをご覧ください。歳出総額は、9,599万5,253円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は1,064万311円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、600万円を財政調整基金へ積み立ていたしましたので、記載にはありませんが、464万311円が翌年度への繰越金となるものでございます。続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

それでは、議案書の42ページ及び43ページでございます。平成27年度の特別会計決算額でございますが、歳入総額は2,230億4,771万3,720円でございます。次に、44ページ及び45ページでございますが、歳出総額は、2,174億2,785万315円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は、56億1,986万3,405円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、14億7,000万円を医療給付費等準備基金へ積み立ていたしましたので、記載はありませんが、41億4,986万3,405円が翌年度への繰越金となるものでございます。

なお、決算の詳細につきましては事務局から説明をしていただきますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

次に事務局長。

○ 事務局長（大島勇人）

それでは、ご説明いたします。

認定第1号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、認定第2号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、各会計歳入歳出決算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

まず、認定第1号一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。議案書の30ページ、31ページの決算事項別明細書をご覧ください。それでは、歳入ですが、1款「分担金及び負担金」の決算額は、31ページの収入済額の8,992万3,021円になりますが、これは、構成市町村の事務費に係る負担金でございます。

続きまして、2款「国庫支出金」ですが、決算額は0となっております。これは、2月議会で全額を減額いたしました。内容としましては、厚生労働省からの通知により、従来の国庫支出金を臨時特例基金へ積み立てていたものから、直接、保険料軽減等の特例措置を実施するため、その財源として、特別会計の歳入へと組替措置したものでございます。続きまして3款「財産収入」の39万5,980円ですが、財政調整基金の運用利子と、物品の売払い収入でございます。5款「繰越金」の973万5,032円ですが、平成26年度決算によります前年度からの繰越でございます。6款「諸収入」の658万1,531円ですが、歳計現金の運用によります預金利子と、32ページ33ページに記載の雑入でございます。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出ですが、34ページ、35ページをご覧ください。1款「議会費」の決算額ですが、35ページの支出済額でございます67万8,006円は、議員報酬等、議会の運営に係る経費でございます。続きまして、2款「総務費」は8,578万8,095円ですが、主な内容としまして右側の備考欄になりますが、14節の建物賃借料の756万6,677円は、広域連合事務局の事務室賃借料等でございます。また、19節の市町村負担金6,937万9,242円ですが、これは市町村から派遣の9名分の職員に係る人件費の負担金でございます。

続きまして、36ページ、37ページをご覧ください。下段の3款「基金積立金」8万5,980円ですが、これは歳入でご説明いたしました財政調整基金の利子を積み立てたものでございます。38ページ、39ページをご覧ください。5款「諸支出金」の944万3,172円ですが、構成市町村からの事務費負担金の精算に伴う返還金でございます。一般会計歳入歳出決算につきましては、以上でございます。

続きまして、認定第2号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。議案書の48ページ、49ページをご覧ください。

始めに、歳入についてご説明いたします。1款「市町村支出金」1項1目「事務費負担金」の6億3,921万4,003円ですが、特別会計において、事務費に係る一般管理的経費を、構成市町村にご負担いただいたものでございます。

2目「保険料等負担金」の191億9,096万5,553円ですが、市町村で徴収しました保険料負担金の147億111万5,856円のほか、所得の低い方など、保険料の減額賦課のための市町村負担金であります、保険基盤安定負担金44億8,984万9,697円でございます。

3目「療養給付費負担金」の175億4,248万2,416円ですが、療養給付等に要する費用等の12分の1を、市町村が負担したものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」、1項1目「療養給付費負担金」の535億6,2

26万5,919円ですが、療養給付費等の12分の3を割合とします国の負担金でございます。2目「高額医療費負担金」の7億5,725万4,673円ですが、被保険者が受けた療養費用等が80万円を超えた額に対し、一定割合の国の負担金でございます。

2項1目「調整交付金」の196億6,552万5千円ですが、広域連合間の財政力不均衡などを調整する、国からの普通調整交付金194億8,578万4千円、また、長寿健康増進事業等の実施へ交付されました、特別調整交付金の1億7,974万1千円でございます。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」の8,653万2,384円ですが、健康診査事業費のほか、50ページと51ページになりますが、特別高額医療費共同事業費及び保険者機能強化事業費に対する補助金でございます。

3目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」の62万5千円ですが、東日本大震災で被災しました被保険者の一部負担金等の免除及び保険料減免の特例措置に対する補助金でございます。

4目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」ですが、11億950万6,566円は、先ほど一般会計から特別会計の歳入措置への組替でもご説明いたしましたが、保険料軽減等、特例措置の財源でございます。

5目「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」の707万9千円ですが、社会保障・税番号制度の導入に必要なシステムの整備に対する補助でございます。

続きまして、第3款「県支出金」、1項1目「療養給付費負担金」の167億878万6,616円ですが、療養給付費等の12分の1に対する県の負担金でございます。

2目「高額医療費負担金」の7億5,725万4,673円ですが、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超えた額に対し、一定割合の県の負担金でございます。

続きまして、52ページ、53ページをご覧ください。4款「支払基金交付金」の882億7,456万5,221円ですが、国民健康保険、被用者保険など現役世代が加入する各保険者から徴収した、後期高齢者医療への支援金でございます。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」の5,219万3,535円ですが、400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国民健康保険中央会が、各広域連合からの拠出により、調整を行う交付金でございます。

6款「財産収入」の435万7,761円ですが、後期高齢者医療給付費等準備基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用利子でございます。

続きまして、7款「繰入金」ですが、1項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金

繰入金」の13億9,495万8千円ですが、医療給付の財源として、基金から繰り入れを行ったものでございます。

1項2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」の4億4,963万9,231円ですが、所得の低い方等、保険料負担軽減のための財源として、基金から繰り入れを行ったものでございます。なお、この繰入れをもって基金残高を0とし3月末に、基金条例を失効しております。

続きまして、54ページ、55ページをご覧ください。8款「繰越金」の24億8,173万3,903円ですが、26年度決算による前年度からの繰越でございます。

10款「諸収入」の3億6,277万4,266円ですが、保険料の延滞金444万5,189円や、交通事故等の第三者行為によって発生した医療給付費等について、加害者等から収納した第三者納付金の2億8,482万2,185円のほか、医療機関等からの医療費返納金の4,857万261円また、雑入の2,493万6,631円などがございます。なお、雑入のうち、供託金等、返戻金2,401万4,980円につきましては、昨年秋口に和解となりました 井草病院との裁判に係る供託金の返戻金でございます。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして58ページ、59ページをご覧ください。歳出の主なものについてご説明申し上げます。

まず、1款「総務費」の支出済額6億1,559万2,354円ですが、主な内容につきましては、備考欄になります。11節印刷製本費の669万1,788円は、制度周知用リーフレット等の作成に係る経費でございます。12節の通信運搬費5,542万7,848円は、被保険者に対する医療費のお知らせ資料の郵送料や、電算システムの回線使用料等の経費でございます。また、手数料の3,360万6,404円は、特定健診データの管理経費等でございます。13節委託料の3億4,380万1,547円は、電算処理システムの運用保守及び療養費等データの作成処理等の事務代行のほか、レセプト点検、被保険者証の作成等に係る経費でございます。また、14節電算システム賃借料の4,205万8,800円ですが、電算処理システムに係るリース料などがございます。また、19節市町村負担金の1億1,984万2,985円ですが、特別会計における、市町村からの派遣職員、18名分の人件費の負担金でございます。

続きまして、2款「保険給付費」の2,132億9,349万1,682円ですが、主な内容としまして、1項1目「療養給付費」の2,089億9,782万2,839円及び2目「訪問看護療養費」の8億1,702万2,358円は、被保険者の療養給付に要した費用でございます。続きまして、60ページ、61ページをご覧ください。

1項5目「審査支払手数料」の4億8,322万4,630円ですが、レセプト審査、及び診療報酬の支払いに係る手数料でございます。

2項1目「高額療養費」の20億3,155万2,263円ですが、被保険者1か月あたりの自己負担の合計額が、限度額を超えた場合に支給するものでございます。

2項2目「高額介護合算療養費」の1億9,371万9,592円ですが、医療保険と介護保険における年間の自己負担の合計額が、限度額を超えた場合に支給するものでございます。

3項1目「葬祭費」の7億7,015万円ですが、被保険者が死亡した際に、葬祭を行う者に対し、支給するものでございます。

3款「財政安定化基金拠出金」の9,351万3千円ですが、保険料の未納や医療給付の増大等によります、財政への影響に対処するため、国、県及び広域連合がそれぞれ3分の1を拠出し、県に基金を設置しております、その広域連合分の拠出でございます。

4款1項1目「特別高額医療費共同事業拠出金」の3,532万7,994円ですが、400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国民健康保険中央会が、各広域連合からの拠出により、交付する共同事業への拠出金でございます。

続きまして、62ページ、63ページをご覧ください。5款「保健事業費」、1項1目「健康診査費」の7億9,247万6,871円ですが、市町村に委託し実施しております健康診査事業に係る委託料でございます。

2目「その他健康保持増進費」ですが、備考欄になります人間ドック助成事業6,767万2,424円は、市町村が実施した人間ドック健診費助成事業に対します補助、また、健康増進事業261万6,589円は、市町村が実施した健康教室・健康相談などの長寿・健康増進事業に対する補助でございます。また、5款1項1目「健康診査費」に、416万8千円を予算流用しております。

6款1項1目「医療給付費等準備基金積立金」の425万7,670円ですが、基金利子を積み立てたものでございます。

続きまして、64ページ、65ページをご覧ください。8款1項2目「償還金」の24億9,111万4,283円ですが、これは市町村支出金、国・県支出金及び支払基金交付金の精算に伴う返還金でございます。

9款「予備費」では、5款の「保健事業費」に対し、全額の1,000万円を充用しております。以上ですが、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「はい 議長」の声あり〕

○ 9 番（向井誠議員）

館林の向井と申します。

特別会計の歳入の中の雑入の 55 ページですけれども。供託金等返還金で 2,400 万円。これは井草の会の例の件だと思えますけれども、全体でいくらあって、今回 2,400 万円入っておりますが、今後の計画とあと残金はいくらくらいだったのかお尋ねいたします。

○ 事務局長（大島勇人）

総額で申しますと、約 8,000 万円ございました。そのうちの先ず、和解の時点で一旦 3,000 万円を一時金として返納いただきまして、残りの 1,000 万円につきましては年間 200 万円ずつを 5 年間に分けて返還いただくという状況でございます。従いまして最終的には 4,000 万円の返還となる予定でございます。以上です。

○ 議長（矢島征司議員）

よろしいですか。

○ 9 番（向井誠議員）

はい。

○ 議長（矢島征司議員）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、認定第 1 号「平成 27 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（矢島征司議員）

起立全員です。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第2号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（矢島征司議員）

起立全員です。よって、本案は認定することに決しました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第9、議案第12号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第10、議案第13号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました、議案第12号「平成28年度 群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号」及び議案第13号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、109ページでございます。まず、議案第12号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号」でございますが、平成28年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ434万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9,989万3千円といたしたいというものであります。

次に、123ページをご覧ください。議案第13号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」でございますが、平成28年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41億6,979万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,204億2,464万9千円といたしたいというものであります。

詳細につきましては事務局から説明をお願いしますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

次に事務局長。

○ 事務局長（大島勇人）

議案第12号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号」につきまして、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。116ページと117ページをご覧ください。初めに歳入についてご説明いたします。

4款「繰越金」は前年度からの繰越金ですが、平成27年度決算に伴い、434万円を追加するものでございます。

続きまして118ページと119ページをご覧ください。歳出につきまして、ご説明申し上げます。

5款「諸支出金」、2項1目「償還金」ですが、これは平成27年度決算に基づき市町村負担金であります事務費の精算に伴う返還金の434万円を追加するものでございます。一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第13号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」につきまして、ご説明申し上げます。

130ページと131ページをご覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。

1款「市町村支出金」、1項3目「療養給付費負担金」ですが、平成27年度決算に伴う負担金額の確定によりまして、2,152万4千円を追加するものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」、1項2目の「高額医療費負担金」ですが、平成27年度決算に伴う負担金額の確定によりまして、4,931万4千円を追加するものでございます。

3款「県支出金」、1項1目「療養給付費負担金」の1億7,444万1千円及び1項2目の「高額医療費負担金」の4,931万4千円ですが、共に平成27年度決算に伴う負担金の確定によりまして、それぞれ追加するものでございます。

続きまして、7款「繰入金」の後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金ですが、平成27年度決算に伴い、2億7,466万3千円を減額するものでございます。

8款「繰越金」は、前年度繰越金ですが、平成27年度決算に伴い、41億4,986万2千円を追加するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

132ページと133ページをご覧ください。歳出につきまして、ご説明申し上げます。

2款の「保険給付費」ですが、国県支出金の前年度分の清算に伴いまして、特定財源の組み替えを行うものでございます。8款「諸支出金」、1項2目「償還金」ですが、一般会計同様、平成27年度決算に基づく精算に伴い、事務費及び療養給付費の市町

村負担金の返還金と、医療給付費の確定に伴う、国庫支出金及び支払基金交付金の精算に伴う返還金を見込み、41億6,979万2千円を追加するものでございます。

このほか、3款「財政安定化基金拠出金」、5款「保健事業費」、7款「公債費」8款「諸支出金」及び9款「予備費」における、財源更正につきましては、その他特定財源内の組み換えを行うものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます

○ 議長（矢島征司議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので討論を終わります。

これより採決を行います。

はじめに、議案第12号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（矢島征司議員）

起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（矢島征司議員）

起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（矢島征司議員）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（矢島征司議員）

これもちまして、平成28年群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年8月25日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 矢 島 征 司

議 員 金 井 清 一

議 員 後 閑 太 一

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 平成28年8月25日（木） 1日】

事件番号	件名	審議結果
選挙	議長の選挙	指名推選 当選人 矢島 征司
同意 第2号	監査委員の選任について	同意 長沼 順一
承認 第1号	平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について	承認
認定 第1号	平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 第2号	平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案 第12号	平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	可決
議案 第13号	平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決